

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

記載のしかたはこちら



源泉徴収に係る申告書
年末調整に係る申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	
	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの住所 又は居所	
	給与の支払者の所在地（住所）		

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（住民税に関する事項を含みます。以下同じです。）に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

【源泉徴収に係る申告書として使用】 …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときには、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

【年末調整に係る申告書として使用】 …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。

※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください（この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。）。

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

○ **同一生計配偶者の氏名等**

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明 昭 ・ ・ 大 平		<input type="checkbox"/>	円

○ **扶養親族の氏名等**

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得金額の見積額
1			明 平 大 昭 ・ ・		<input type="checkbox"/>	円
2			明 平 大 昭 ・ ・		<input type="checkbox"/>	円
3			明 平 大 昭 ・ ・		<input type="checkbox"/>	円